

宮崎県豚熱対策本部会議

日時：令和 7 年 4 月 1 1 日

午後 5 時から

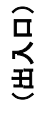
場所：県庁講堂

1 協議事項

野生イノシシにおける豚熱への感染疑い事例について

2 本部長指示事項

配席図
(県庁講堂)



野生イノシシにおける豚熱への感染疑い事例について

令和7年4月11日
畜産局家畜防疫対策課

1 事例の概要

(1) 個体の発見場所

4月9日、都城市

- ※ 住民が用水路で死亡している個体を発見し、
市役所を通じ都城家畜保健衛生所へ通報

(2) 県（家畜保健衛生所）による検査

4月10日、宮崎家畜保健衛生所で豚熱ウイルスの
PCR検査を実施したところ、『陽性』の判定

(3) 確定検査

4月11日、国（動物衛生研究部門）による確定検査を行う
ため、検体を航空便で東京都小平市へ搬送
（羽田空港から東京事務所が対応）
→ 最終的な検査結果は4月11日の午後10時に判明する見込み

(4) 発見場所の周辺10km内の養豚農場（戸数・頭数）

97戸 約174,000頭



野生イノシシにおける豚熱への感染疑い事例について

2 県の対応 ①（農政水産部）

本 県 の 対 応		農 林 水 産 省 の 対 応	
4/11(金) 16:00～	★ <u>養豚農場でのウイルス侵入防止対策の再徹底</u> ● 野生動物の侵入防止対策の点検（防護柵、防鳥ネット） ● 農場に入場する車両、物、人の消毒 ● 異状があった場合の早期通報 ・ 防疫対策強化通知文の発出 ・ 家畜防疫情報メールの発信 ・ 周辺農場(97戸)への電話口頭指導	4/11(金)	
17:00	宮崎県豚熱対策本部会議		
22:00以降	検査結果のプレスリリース（国及び県）	22:00以降	検査結果のプレスリリース
4/12(土) 11:00 ～12:00	養豚事業者等を参集した緊急防疫会議 （検査結果に関わらず開催）	(日時未定) 4/12(土) 14:00 ～17:00	(検査結果が陽性の場合) 本県を経口ワクチン散布推奨地域へ指定 専門家による現地調査（個体発見地点）及び 関係者（県、市、県猟友会）へのヒアリング

3 陽性確定の場合の県の対応 ②（野生イノシシ対策の強化：全庁的な対応）

〔発見地点から半径10kmの区域－『感染確認区域』〕

（1）捕獲の強化（自然環境課）

- ア ハンターマップへの感染確認区域の落とし込み → ホームページへ掲載
- イ 支庁・振興局、市町村、県猟友会へ情報提供
- ウ 県全体での捕獲目標頭数（30→60頭/月）の設定と、捕獲に係る県猟友会への協力依頼

3

（2）豚熱サーベイランスの強化（家畜防疫対策課）

少なくとも28日間、（1）により捕獲された個体及び死亡個体についてPCR検査を実施

（3）捕獲イノシシのジビエ利用の制限（衛生管理課）

感染確認区域で捕獲された野生イノシシは、検査で陰性確認された個体のみ処理・出荷が可能

ア 県内すべてのジビエ処理施設へ情報提供

イ 感染確認区域から野生イノシシの搬入がある施設に対し、必要に応じた指導

野生イノシシにおける豚熱への感染疑い事例について

3 陽性確定の場合の県の対応 ② (野生イノシシ対策の強化：全庁的な対応)

〔発見地点から半径10kmの区域－『感染確認区域』〕

(4) 豚熱経口ワクチン (国が80万個を備蓄) の緊急散布

〔農業普及技術課〕

- ア 支庁・振興局、市町村へ情報提供
- イ 散布する区域、期間、個数等の検討
- ウ ワクチン散布実施計画の策定、国との協議
- エ 県豚熱経口ワクチン対策協議会事務局 (県畜産協会) との調整
- オ ワクチンの受入



経口ワクチン (農水省資料参照)

〔ワクチン散布区域を管轄する支庁・振興局〕

- ア 散布箇所を検討、必要資材の確認
- イ 防疫対策拠点の設置、ワクチン散布班 (各地域で事前に検討済み) の編成
- ウ 散布地点の地権者との調整
- エ 1回目の緊急散布 (2日間程度)、散布5日後に残渣の回収
- オ 1回目の1か月後に2回目の緊急散布 (2日間程度)、散布5日後に残渣の回収

→ 緊急散布以降は、定期散布 (4～6月、11～3月) へ移行